

# 令和4年青森県毒物劇物取扱者試験実施要綱

## 1 試験の期日及び場所

- (1) 期 日  
令和4年9月7日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所  
青森県青森市安方一丁目1番40号  
青森県観光物産館アスパム

## 2 試験種別

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 3 試験科目

- (1) 筆記試験
  - ① 毒物及び劇物に関する法規
  - ② 基礎化学
  - ③ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験（筆記試験）  
毒物及び劇物の識別及び取扱方法

## 4 提出書類

- (1) 受験願書  
受験願書はすべて一葉になっているので、切り離さないこと。  
また、受験願書作成の際、消せるボールペンは使用しないこと。
- (2) 写真  
出願前6か月以内に脱帽・正面向きで肩から上をカラーで撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものを受験願書の所定欄に貼り付けること。
- (3) 戸籍抄本、戸籍謄本又は本籍地を記載した住民票の写し（マイナンバーが記載されていないものに限る）  
ただし、外国籍の者は住民票の写し又は住民票記載事項証明書（どちらも、国籍等を記載したものに限る）。  
※発行の日から6か月以内のもの、コピーは不可。

## 5 受験願書の提出

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、原則郵送により提出すること。郵送の際は簡易書留、書留又は特定記録とすること。

- \* 毎年、郵送による受験願書の提出に際し、10(1)なお書きに記載する返信用封筒が同封されているケースが散見されます。願書提出時に、返信用封筒の同封は必要ありませんので御注意ください。

<提出先>

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1  
青森県 健康福祉部 医療薬務課 薬務指導グループ

- \* 毒物劇物取扱者試験は、各都道府県で実施しておりますので、お住まいの都道府県で実施される毒物劇物取扱者試験を受験してください。新型コロナウイルスによる感染防止のため、都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いいたします。

## 6 受験願書の受付期間

令和4年7月15日（金）から7月22日（金）までとし、書類が完備されているものに限って、7月22日（金）までの消印のあるものは有効とする。

- \* 受付終了後、受験票を返送しますが、試験10日前までに受験票が届かない場合は医療薬務課薬務指導グループまで連絡してください。

## 7 受験手数料

(1) 受験願書に10,500円相当額の青森県収入証紙を貼付して納付すること（証紙は消印しないこと）。（注意：日本政府収入印紙は使用できません）

- \* 青森県収入証紙以外での納付（郵便為替等）は認めません。

- \* 青森県収入証紙の購入が困難な場合は、一部の証紙売りさばき人において郵送販売に対応している場合があります。詳細については、青森県ホームページでご確認ください。

### 【確認方法】

青森県ホームページで「県証紙」と入力して検索 > 検索結果の「青森県証紙について」

(2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

## 8 合格発表

令和4年10月12日（水）午前9時発表予定とし、合格番号及び解答について、青森県公式ホームページへ掲載するとともに、医療薬務課及び県型保健所掲示板に掲示する。また、合格者には、合格証を交付する。

## 9 得点の閲覧

青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、受験者本人は、以下のとおり口頭で開示請求することにより、今回実施した試験の項目別得点及び総合得点を閲覧することができる。

(1) 口頭開示請求をすることができる期間

令和4年10月12日（水）～ 令和4年11月8日（火）午前8時30分～午後5時

※ 10月12日（水）のみ午前9時～午後5時

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 受付及び閲覧の場所

青森県健康福祉部医療薬務課（青森県庁北棟6階、地下駐車場あり）

(3) 持参書類

ア 受験票

イ 受験者本人であることを証明する書類等

（運転免許証、旅券、健康保険証の被保険者証、住民基本台帳カード又は個人番号カードのいずれか）

## 10 その他

(1) 受験願書用紙は、県内各県型保健所又は青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで配布する。

なお、願書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の左隅に「毒物劇物取扱者試験受験願書

送付希望」と朱書きし、120円分（願書用紙1部の場合）の切手を貼った角形2号の返信用封筒（宛先明記のこと）を添えて、医療薬務課薬務指導グループに申し込むこと。

- (2) 試験に必要な携行品については、受験票により通知する。
- (3) 公共交通機関を利用して来場すること。止むを得ず自動車で来場する場合でも、会場周辺に無断駐車、路上駐車等を行わず、会場又は周辺の有料駐車場を利用すること。なお、会場駐車場の割引券等の配布は行わない。
- (4) 原則として、試験開始後30分までは入室を認めるが、交通渋滞等の個人的事情については、その後の入室について一切配慮しないので、悪天候等に備え、確実に受験できるよう前泊等必要な対応をとること。なお、災害・悪天候等による試験の開始時刻繰り下げ等の連絡事項がある場合は、青森県庁ホームページの毒物劇物取扱者試験に関するホームページに掲載する。
- (5) 弁当のカラ等のゴミは各自で持ち帰ること。
- (6) 試験会場はすべて禁煙とする（厳守のこと）。
- (7) 試験について、試験会場（青森県観光物産館アスパム）への直接の問い合わせは絶対にしないこと。

〈試験についての問合せ先〉  
青森県 健康福祉部 医療薬務課 薬務指導グループ  
電話：017-734-9289（薬務指導グループ直通）

- (8) 受験資格  
年齢、学歴、経験等は問わない。  
ただし、毒物及び劇物取締法第8条第2項の規定により、次の者は試験に合格しても毒物劇物取扱責任者になることができない。
  - ① 18歳未満の者
  - ② 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（※）  
※「厚生労働省令で定めるもの」とは  
精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
  - ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - ④ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (9) 視覚・聴覚・音声機能または言語機能に障害を有する者で、受験を希望する者は令和4年7月8日（金）までに青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループまで申し出ること。  
申し出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

## 11 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の事項を厳守すること。
  - ① マスクを正しく着用の上、受験すること。咳・くしゃみは、二の腕の内側で口を押え、他の人から顔をそむけてすること。
  - ② 以下に該当する場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受験を控えること。また、会場まで来た場合でも、これらの症状がある場合は受験を断ることがある。  
・いつもの体温と比べて発熱がある

- ・咳がある
  - ・のどの痛みや強い倦怠感（だるさ）がある
  - ・下痢をしている（持病や食あたりを除く）
  - ・味覚、嗅覚障害がある
  - ・比較的軽い風邪の症状が続き、体調が悪い
  - ・直近で、所属学校・企業・団体等で新型コロナウイルス感染症感染者が確認され、自身が濃厚接触者かどうかまだ判明していない
  - ・新型コロナウイルス感染症と診断された人と2週間以内に会った
  - ・2週間以内に海外渡航歴がある
- (2) 受験者が必要以上に密集することを避けるため、勤務及び就労に本資格が必要でない者は、来年度以降の受験を検討すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生等の影響により、試験を延期又は中止する可能性がある。その場合、青森県ホームページの毒物劇物取扱者試験に関するホームページに掲載する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症「接触確認アプリ(COCOA)」のインストールに努めること。
- (5) 試験会場から新型コロナウイルス感染症感染者が確認された場合、該当する保健所へ氏名、連絡先等について情報提供をする場合がある。